

項目	(1)			(2)			(3)		(4)		(5)
	放課後児童クラブの運営主体について			(1)の解決策			(2)を実現するにあたっての課題		市町村と放課後児童クラブの関係について		その他
	体多額が費用を扱う責任	務会計相・が労務管理等の事	その他	運営主体団体の強化を化を図る	本会計化する等の事務を一	その他	た図しつる「任で運営のを常団題現体をすの法る強人に化化あを	る一に本会あ化計たす処理て」等のをの課実事務現務すを	意見交換する場はない	意見交換する場がある	
大分市		○			○		会計事務を委託しているクラブもあるが、委託事業者が全てのクラブの会計事務を受託できるかが課題。				
別府市	○	○	・支援員不足	○			・代表者がPTA関係者など充職であるクラブもあり、運営の責任を負うのは難しい。 ・法人化するにあたっての知識不足。			月1回程度(別府市放課後児童クラブ連絡協議会理事会へ市が参加)	
中津市		○		○			運営主体が変わる際、運営費の残額がある場合の処理方法			連絡会(年1回)の開催や、各クラブの運営委員会等(各クラブ1回)への参加	
日田市	○	○		○			・クラブの運営を引き受けてくれる法人が見つかるかどうか。 ・運営主体が変わった際の余剰金の取り扱いについて。			年に4回程度で会議を開催	
佐伯市	○	○	会計を支援員が兼務しているクラブがあり、その負担が大きい。支援員だけでなく運営委員会の役員も高齢化している。			専任事務職員の雇用。会計処理チェック機能の強化。				年に1度運営連絡会を開催。支援員とは都度協議。支援員の代表者とは年に3～4回会議あり。	
臼杵市	○	○				現在運営を行っている任意団体を法人化するのではなく、支援員を継続雇用することを条件に他の運営主体(法人)に移行する				年2回程度、連絡会を開催。担当課が出向き意見聴取を実施。	
津久見市		○	保護者会が運営主体となっている場合、PTA会長が運営委員会会長で雇用主となり雇用保険を掛けている。しかし、会長の任期が1年であり責任を負いかねるとの意見もある。	○			・現在の支援員を再雇用される確約はない。 ・既存の法人が手を差し伸べて運営を受けてくれた例はあったが、新規で法人を立ち上げる場合に想定されることが不明なのでわからない。			年2回(8月、2月)情報交換会	
竹田市	○	○	運営体制の硬直化及び高齢化			・学校統合を視野に入れた運営方法の変更(法人化もしくは既存法人の運営に移行)				年1回代表者及び担当者会議を開催	
豊後高田市		○				会計・労務管理等の事務について、アドバイスする専門家	法人化に当たり、運営主体が現れるかどうか。	一本化した事務を誰が担うのか。		年1～2回会議を開催	
杵築市	○	○	放課後支援員の確保(求人関係)			任意団体を法人化することは大変困難と考えるため、委託先(運営主体)を他の既存法人へ変更する。				年3回程度、連絡協議会を開催。	
宇佐市			支援員の確保が難しい			賃金アップや福利厚生充実を図ることが必要				月1回連絡協議会内でやっている	
豊後大野市		○	運営者、支援員の高齢化			会計処理等については、事務分担による平準化を行い、負担の軽減を図るよう指導する。また、定期的に監査等を行い、事務処理の適正化に努めるよう指導する。労働環境の整備を図り、働きやすい職場をつくる。				年2回程度(放課後児童クラブ連絡協議会)	
由布市	○	○	毎年度、保護者会の役員体制を更新するクラブが多いこともあり、運営の主体であることの意識が定着しきれていない面がある。	○		保護者会や運営委員会が運営主体となっている児童クラブの運営に係る現状は、「継続して勤務されている支援員の方々」と「数年間、クラブを利用する保護者の方々(サービスの提供者を受ける側であると考えられているの方々)」とが、規約等に定める事項を確認しつつ、協力関係を構築する中でクラブ運営を実施いただいているが、担っている職務、会議運営の在り方などについて、運営してきた歴史感を含め、クラブ毎に特色が存在する。 法人化にあたり、強化したいポイント、一定の基準や方針などを示すことになると想定するが、現状の運営体制から乖離があるとすれば、難色を示すことが想定されるため、「法人化は運営体制強化を図る手法の一つである」とする中で、在るべき運営主体の形を明確にし、課題整理に繋がる体制構築に向けた補正を、徐々にでも加えていくことが必要ではないかと考える。	当市の児童クラブについては、開設状況や運営行事、利用者の負担金や支援員の給与体系などの具体的な運営にクラブ毎の差が存在しているため、直ちに、事務の一本化が整うとは考え難い。 上記と同主旨であるが、在るべき運営主体の形を明確にし、課題整理に繋がる事務処理などへの指導を行う中で、検討を進める必要はないかと考える。	各児童クラブに対し、労働関連法の遵守項目に対する情報提供や指導などを、どのように行われているか、ご教示いただきたい。			
国東市		○			○					○	
姫島村										直営	
日出町	○	○		○			・専従となる職員確保(人員不足) ・法人化となる団体の選考・審査(保護者会がそのまま法人化に移行できるかどうか)			年1回代表者会議を開催	
九重町	○	○		○				一本化した場合に誰がその事務を請け負うのか。		年3回程度会議を開催	
玖珠町										○	
合計	9	15		6	3					2	